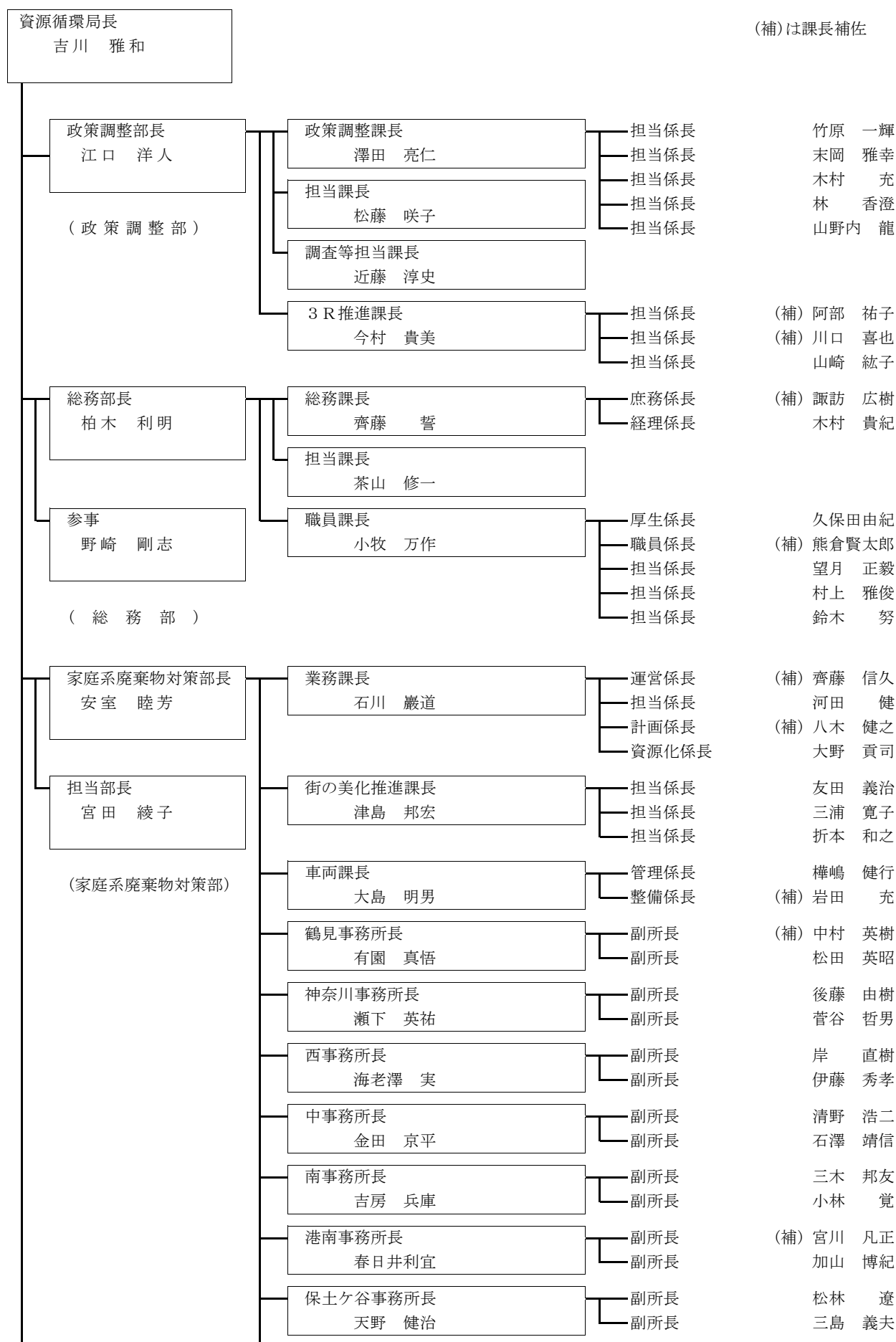


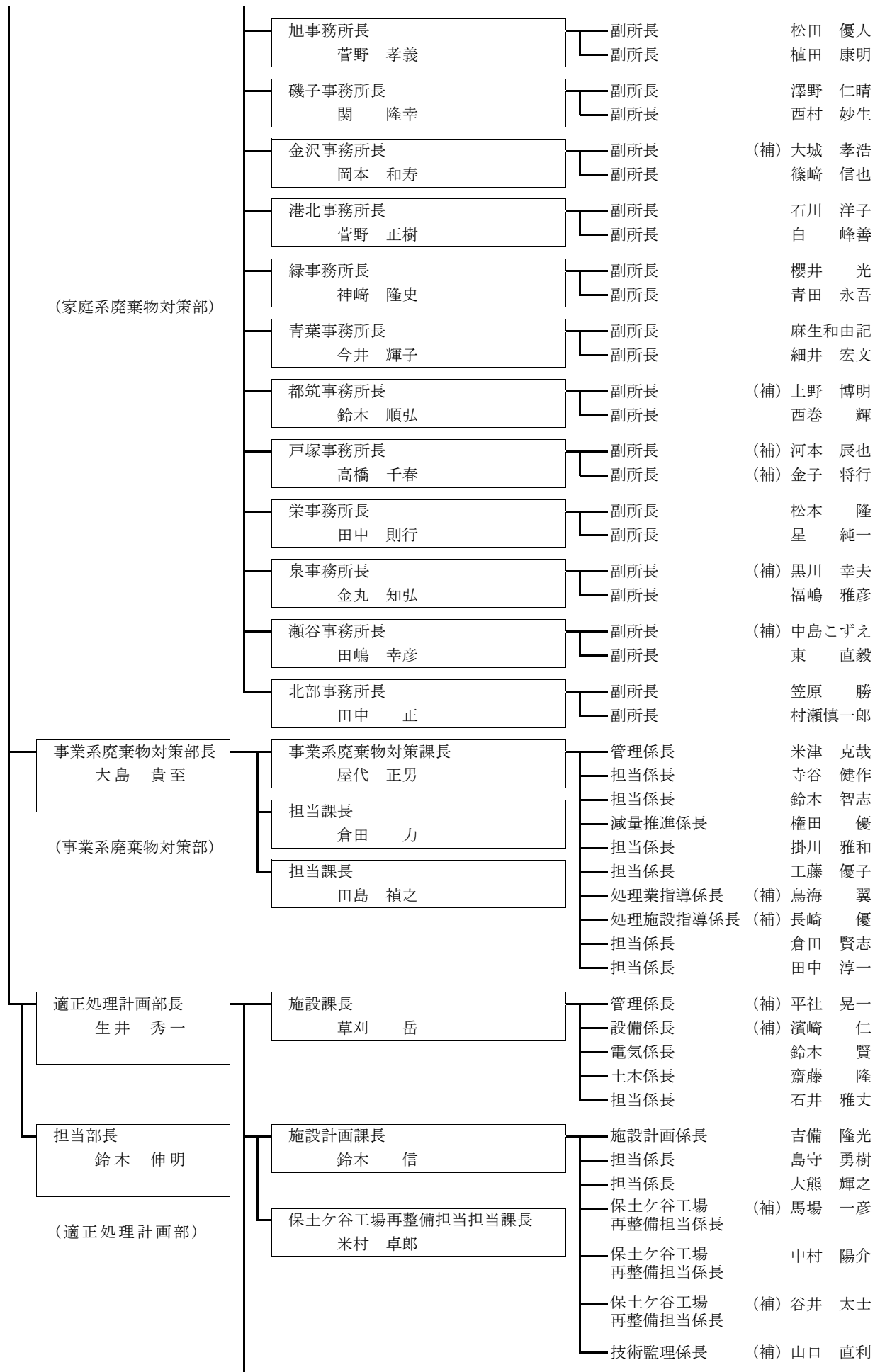
機構図及び事務分掌

令和7年5月20日

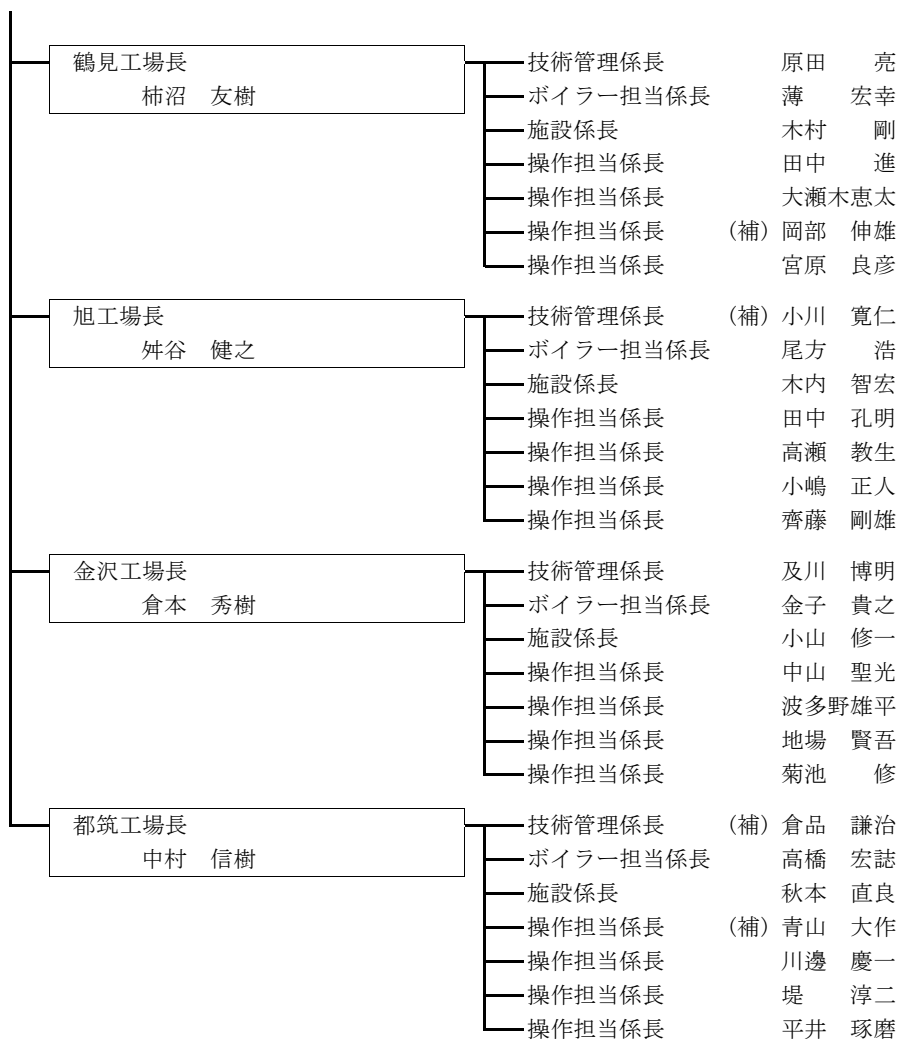
資源循環局

資源循環局機構図





(適正処理計画部)



公益財団法人 横浜市資源循環公社	
部 長	相馬 美輝
課 長	須賀 裕司
環 境 省	
係 長	土方 陵平
係 長	伊藤 研二
公益社団法人 全国都市清掃会議	
課 長	中川 裕二

資源循環局事務分掌

政策調整部

政策調整課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 局の主管する事務事業に係る施設等の利用及び活用に係る総合調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 4 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施策の推進に係る企画調整等に関すること。
- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。
- 8 廃棄物等に係る国際協力に関すること。
- 9 部内他の課の主管に属しないこと。

3 R 推進課

- 1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 統括本部又は他局区との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関すること。
- 3 局の事務事業の広報に係る総合調整等に関すること。

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 公益財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること（他の部の主管に属するもの

を除く。)

- 4 産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること（他の部の主管に属するものを除く。)
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること（他の部の主管に属するものを除く。)
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

家庭系廃棄物対策部

業務課

運営係

- 1 事務所に関すること（他の係の主管に属するものを除く。)
- 2 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の再使用及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 3 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること。
- 4 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理の原価計算に関すること。
- 5 その他し尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。)
- 6 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 7 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。
- 4 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること。
- 5 事務所の事故の防止に関すること。

資源化係

- 1 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の分別、再使用及び再生利用に関すること。
- 2 資源化に係る一時保管施設の運営管理に関すること。
- 3 資源集団回収の促進に関すること。

街の美化推進課

- 1 街の美化の推進に関すること（他の局及び部の主管に属するものを除く。）。
- 2 不法投棄廃棄物に関すること。
- 3 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 4 公衆便所及び移動トイレに関すること。
- 5 環境事業推進委員に関すること。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関すること。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関すること。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関すること。
- 12 環境事業推進委員に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関

すること。

- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。
- 19 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること（業務課の主管に属するものを除く。）。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

事業系廃棄物対策部

事業系廃棄物対策課

管理係

- 1 事業者による廃棄物の不適正処理に対する指導監督に関すること。（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 有害使用済機器の保管等に係る届出等に関すること。
- 3 建設資材の分別解体、再資源化等に係る届出等に関すること。
- 4 他の係の主管に属しないこと。

減量推進係

- 1 事業系廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画、実施及び調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 2 廃棄物を排出する事業者に対する廃棄物の減量及び適正処理等に係る指導監督に関すること。
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出等に関すること。

処理業指導係

- 1 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可等に関すること。
- 2 浄化槽清掃業の許可等に関すること。
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可等に関すること。

処理施設指導係

- 1 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設等の用地設定に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可等に関すること。
- 3 浄化槽法に基づく届出に関すること（下水道河川局下水道管路部管路保全課及び他の係の主管に属するものを除く。）。
- 4 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行おうとする者に対する指導監督に関すること。

適正処理計画部

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整に関すること。
- 2 局所管施設の工事及び整備に係る実施の計画に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 3 中継輸送施設の運営管理に関すること。
- 4 資源化に係る中間処理施設の運営管理に関すること。
- 5 し尿検認所の運営管理に関すること。
- 6 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 7 市設置の一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下この部中「法」という。）第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 8 市設置の処分地の設定に関すること。
- 9 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 10 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 11 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の跡地に関すること。
- 12 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 13 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 14 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。
- 15 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 16 部内他の課、係の主管に属しないこと。

設備係

- 1 局所管施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

電気係

- 1 局所管施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関する

こと。

土木係

- 1 局所管施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

施設計画課

施設計画係

- 1 焼却工場及びその併設施設の整備に関すること。
- 2 中継輸送施設の整備に関すること。
- 3 資源化に係る中間処理施設の整備に関すること。
- 4 し尿検認所の整備に関すること。
- 5 局所管施設に係る建築工事の設計及び施行に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

技術監理係

- 1 局所管施設の工事に係る技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 2 局所管施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 3 局所管施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 4 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。

工場

技術管理係

- 1 工場の管理に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。
- 3 残灰の搬出处分に関すること。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関すること。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 8 焼却灰溶融設備に関すること（金沢工場に限る。）。
- 9 工場見学の受入れに関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関すること（他の部、課、係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関すること。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関すること。



令和 7 年 度

事業概要

資源循環局

目 次

頁

令和7年度 資源循環局運営方針	1
-----------------------	---

令和7年度 資源循環局予算の概要	3
------------------------	---

令和7年度 資源循環局予算における推進施策	5
-----------------------------	---

2050 年 カーボンニュートラルの達成に向けた施策の推進 ～「GREEN×EXPO 2027」を目指して～

1 廃棄物分野における脱炭素化に向けた施策の推進	5
2 食品ロス削減の推進	12
3 環境学習・普及啓発の推進	14

持続可能な廃棄物処理の実現

4 安定したごみの収集・運搬・処理・処分	16
5 将来を見据えた施設整備	19

市民の皆様のニーズに応える「市民目線」の取組の推進

6 多様な社会ニーズへの対応	21
----------------------	----

予算総括表及び主な事業内容	26
---------------------	----

1 令和7年度資源循環局予算総括表	26
-------------------------	----

2 主な事業内容

10 款1項 資源循環管理費	27
----------------------	----

1目 資源循環総務費

2目 減量・リサイクル推進費

3目 事務所費

4目 車両管理費

10 款2項 適正処理費	30
--------------------	----

1目 適正処理総務費

2目 工場費

3目 処分地費

4目 産業廃棄物対策費

10 款3項 し尿処理費	34
--------------------	----

1目 し尿処理総務費

2目 し尿処理施設費

令和7年度 資源循環局 運営方針

I 基本目標

- 持続可能な循環型社会を目指す取組の推進
- 市民・事業者を支える安定的なごみ処理の継続



II 目標達成に向けた考え方

令和7年度は、横浜市中期計画 2022～2025 の最終年度であり、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、未来を創る子どもたちに良好な環境を引き継ぐための施策に取り組んでいきます。

また、2050年カーボンニュートラルの達成やサーキュラーエコノミーの推進など、時代の変化に着実に対応していくとともに、将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくため、3つの柱に基づき力強く施策を推進していきます。

1 2050年カーボンニュートラルの達成に向けた施策の推進 ～「GREEN×EXPO 2027」を目指して～

「ヨコハマ プラ 5.3 計画」において重点施策に掲げているプラスチック対策に向け、全市展開したプラスチックごみの分別・リサイクルを推進するとともに、新たなリサイクルに向けた実証実験など取組を拡大していきます。加えて、SDGsの目標達成にもつながる食品ロスの削減や、子どもの環境学習の充実など、多様な施策を推進することで、市民の皆様の行動変容に向けたムーブメントを広げ、「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成を進めます。

また、焼却工場において環境にやさしいエネルギーを最大限創出するとともに、所管施設のLED化や太陽光発電設備の設置などを進め、施設の脱炭素化を推進します。

2

持続可能な廃棄物処理の実現

市民生活と市内経済の安心・安全を支えるごみ収集・運搬・処理・処分において、現場主義と市民目線を大切にし、いかなるときも着実にを行います。また、ごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の再整備を進めるなど、安定的なごみ処理の継続と将来にわたり持続可能な廃棄物処理の実現を目指します。

3

市民の皆様のニーズに応える「市民目線」の取組の推進

誰もが暮らしやすいまちづくりに向け、分煙環境の整備等による受動喫煙対策の強化や高齢化に伴うごみ出し支援を着実に実施するとともに、頻発する大規模災害に備えるため、地域防災拠点等における避難所トイレ環境の充実を図るなど、社会状況の変化に伴う課題に対し、市民の皆様のニーズを踏まえた取組を推進します。

Ⅲ 目標達成に向けた施策

サーキュラーエコノミー・
廃棄物分野の脱炭素化の推進

- ・プラスチックごみの分別・リサイクルの推進
- ・プラスチックごみの発生抑制・新たなリサイクルの取組
- ・公民連携による新たな取組
- ・施設における脱炭素化に向けた取組

食品ロス削減の推進

- ・価値観の醸成ときっかけづくり・場面に応じた実践行動の推進
- ・事業者等との連携・共有、働きかけ

環境学習・普及啓発の推進

- ・子どもの環境学習の充実
- ・転入者・外国籍の方など対象者にあわせた広報啓発の実施

安定したごみの
収集・運搬・処理・処分

- ・家庭ごみの安定的な収集・運搬・処理・処分の実施
- ・環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進
- ・事業系ごみの適正処理

将来を見据えた施設整備

- ・保土ヶ谷工場再整備や金沢工場長寿命化対策の実施
- ・新たなごみ焼却工場整備に向けた検討
- ・鶴見資源化センターや磯子検認所などの再整備等の推進

多様な社会ニーズへの対応

- ・受動喫煙の生じない、きれいなまちづくりの推進
- ・暮らしやすい清潔できれいなまちづくりの推進
- ・ごみ出しに関する課題への対応
- ・災害への備え
- ・廃棄物分野における国際協力

各事業内容については、5ページ以降の「令和7年度資源循環局予算における推進施策」に記載しています。

Ⅳ 目標達成に向けた組織運営

一体感のある組織運営

社会的課題の解決には、局内での部署連携、区局横断の連携が不可欠です。
当局職員一人ひとりが連携の大切さを認識し、チーム力を発揮しながら「スピード感」を持って目標達成に向けて取り組みます。

風通しの良い信頼を育む コミュニケーション環境

職員がいつでも気軽に相談でき、自由に意見を言い合える「場」を作り、チーム内でのディスカッションを活発にして一人ひとりの能力やアイデアを最大限に引き出します。

チャレンジ精神を 後押しする組織風土

責任職が率先して働きやすい職場づくりを推進します。
職員が仕事に対する魅力ややりがいを感じられるように責任職はスポンサーシップを発揮し、職員のチャレンジを後押しします。

チーム力の向上

令和7年度資源循環局予算の概要

1 予算編成の考え方

令和7年度は、横浜市中期計画2022～2025の最終年度であり、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、将来を担う子どもたちに良好な環境を引き継ぐための施策に取り組んでいきます。

また、2050年カーボンニュートラルの達成やサーキュラーエコノミーの推進など、時代の変化に着実に対応していくとともに、将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくため、3つの柱に基づき力強く施策を推進していきます。

2050年カーボンニュートラルの達成に向けた施策の推進 ～「GREEN×EXPO 2027」を目指して～

「ヨコハマ プラ 5.3(ごみ)計画」において重点施策に掲げているプラスチック対策に向け、プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の全市域での実施や、新たなリサイクルに向けた実証実験の実施など取組を拡大していきます。加えて、SDGsの目標達成にもつながる食品ロスの削減など、多様な施策を推進することで、市民の皆様の行動変容に向けたムーブメントを広げ、「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成を進めます。

また、焼却工場において環境にやさしいエネルギーを最大限創出するとともに、所管施設のLED化や太陽光発電設備の設置などを進め、施設の脱炭素化を推進します。

持続可能な廃棄物処理の実現

市民生活と市内経済の安心・安全を支えるごみの収集・運搬・処理・処分をいかなるときも着実にを行うとともに、保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化対策を進めるなど、安定的なごみ処理の継続と将来にわたり持続可能な廃棄物処理の実現を目指します。

市民の皆様のニーズに応える「市民目線」の取組の推進

誰もが暮らしやすいまちづくりに向け、分煙環境の整備等による受動喫煙対策の強化や高齢化に伴うごみ出し支援を着実に実施するとともに、頻発する大規模災害に備えるため、地域防災拠点等における避難所トイレ環境の充実を図るなど、社会状況の変化に伴う課題に対し、市民の皆様のニーズを踏まえた取組を推進します。

2 予算の状況

(単位：千円)

	令和7年度	令和6年度	増▲減	増減率
歳 出 合 計	51,037,942	48,169,328	2,868,614	6.0%
歳 入 合 計	51,037,942	48,169,328	2,868,614	6.0%
特定財源	18,945,283	19,931,659	▲986,376	▲4.9%
一般財源	32,092,659	28,237,669	3,854,990	13.7%

3 主な推進施策

（１）廃棄物分野における脱炭素化に向けた施策の推進
・プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大 ・プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組 ・施設における脱炭素化に向けた取組
（２）食品ロス削減の推進
・価値観の醸成ときっかけづくり・場面に応じた実践行動の推進 ・事業者等との連携・共有、働きかけ
（３）環境学習・普及啓発の推進
・子どもたちへの環境学習 ・普及啓発の取組
（４）安定したごみの収集・運搬・処理・処分
・家庭ごみの安定的な収集運搬の推進 ・リサイクルの推進 ・環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進 ・事業系ごみの適正処理
（５）将来を見据えた施設整備
・ごみ焼却工場の再整備等の実施 ・資源選別施設等の再整備等の検討
（６）多様な社会ニーズへの対応
・受動喫煙の生じない、きれいなまちづくりの推進 ・暮らしやすい清潔できれいなまちづくりの推進 ・ごみ出しに関する課題への対応 ・災害への備え ・廃棄物分野における国際協力

令和7年度資源循環局予算における推進施策

2050年 カーボンニュートラルの達成に向けた施策の推進 ～「GREEN×EXPO 2027」を目指して～

1 廃棄物分野における脱炭素化に向けた施策の推進

プラスチックは燃やすと多くの温室効果ガスを排出し、地球温暖化の一因となっています。ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスのうち約9割がプラスチックの焼却によるものであり、その削減に取り組む必要があります。

プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向け、市民の皆様の行動変容に向けた広報・啓発、新たなリサイクルの実証実験、事業者の皆様への働きかけ・支援を行うなど、プラスチック削減に重点的に取り組みます。

また、カーボンニュートラルの達成に向け、環境にやさしいエネルギーの創出や利活用に加え、施設の省エネや脱炭素化技術の導入の検討などを進めます。

(1) プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大 11億2,227万円※(前年度 4億6,251万円)

① 「プラスチック資源」の全市域への拡大

・これまでのプラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え「プラスチック資源」とした収集を、令和6年10月の先行9区※1に引き続き、令和7年4月から全市域でスタートしました。

・目標※2達成に向けて、燃やすごみに誤って入っているプラスチックごみが適切に分別され、新たな分別である「プラスチック資源」が定着するよう、丁寧な周知を続けていきます。



住民説明会の様子

※1 旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区

※2 ヨコハマ プラ 5.3計画の目標「燃やすごみに含まれるプラスチックごみを2万トン(市民1人あたり5.3kg)削減」



プラスチック資源の周知の例

※プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大による費用(収集運搬、リサイクル、広報啓発等)の増分

② プラスチック資源のリサイクル

・収集したプラスチック資源は、市内の中間処理施設(民間施設)において異物を除去して圧縮・梱包し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルします。



プラスチック資源の収集からリサイクルまでのフロー

コラム1 プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大の実施に向けて

約 20 年前に実施した G30 プランに基づく分別変更時と比べ、社会情勢や生活環境などが様変わりする中、市民の皆様はプラスチックごみの分別変更を認知していただくため、時代に合わせた広報を行っています。

本市がこれまで、住民説明会やイベント啓発などを通じて、直接市民の皆様とつくり上げてきた関係を大切にしつつ、スマートフォンなどでも気軽に情報に触れていただけるよう、エリアや年代を限定したターゲット広告も展開し、的確に情報をお届けしました。

さらに、様々な広報媒体を通じて分別を変更するというメッセージを覚えていただくため、統一したキービジュアル(青の矢印)を使う工夫もしました。

その結果、分別変更後の令和6年11月に実施した20代～70代の2,400人を対象としたインターネット定量調査では、81.5%の方が「分別変更を知っている」と回答するなど、多くの市民の皆様は今回の分別変更や新たなルールを認知していただいています。



統一したキービジュアルを活用した周知
(左から、全戸配布リーフレット、広報よこはま令和6年8月号、YouTube 広告)

(2) プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組

1 億 3,807 万円(前年度 802 万円)

① 新たなリサイクルに向けた取組

- ・粗大ごみとして収集したプラスチック製衣装ケースは、これまで焼却処理をしていましたが、リサイクルにおいて重要な単一素材であり、かつ一定量の確保ができることから、衣装ケースをリサイクルする実証実験を行います。
- ・家庭から収集した缶・びん・ペットボトルを排出する際のごみ袋は、汚れや異物の混入があることから、現在、残渣として焼却処理しています。令和6年度に実施した実証実験で化学原料(アンモニア、炭酸ガス)などにリサイクルが可能であったことから、7年度から本格的にリサイクルしていきます(一部施設で実施)。



② 地域コミュニティでのボトル to ボトル実証実験の実施

- ・みなとみらい 21 地区で実施したボトル to ボトル(ペットボトル水平リサイクル※)に係る実証実験を参考に、令和7年度は、地域や商店街等にペットボトル回収機を設置し、地域コミュニティにおけるボトル to ボトルの持続可能性を検証する実証実験を市内5か所で実施します。

実証実験の概要

- ・地域や商店街等に本市がペットボトル回収機を設置
- ・地域の方々がペットボトルの回収に参加
- ・回収したペットボトルは事業者によりボトル to ボトル
- ・本事業への協力に対するインセンティブを地域に支払う



※ペットボトルの「ボトル to ボトル」は、ペットボトルを新たに石油から作る場合と比較して温室効果ガス排出量を6割削減できます。

③ 使い捨てプラスチックの削減に向けた取組

- ・スプーンやフォーク、使い捨て容器等の使い捨てプラスチックを削減するため、市職員の率先行動や市庁舎商業施設での取組をさらに進めます。令和6年度に実施したマイボトルコーヒーマシーンの実証実験などの結果も踏まえ、使い捨てプラスチックの削減に向けた取組を市庁舎全体で推進していきます。
- ・小売店等と連携して啓発キャンペーンを実施するとともに、マイボトルの利用を促進するため、マイボトルスポット※を拡充するほか、広報紙や SNS 等で広く市民の皆様呼びかけます。

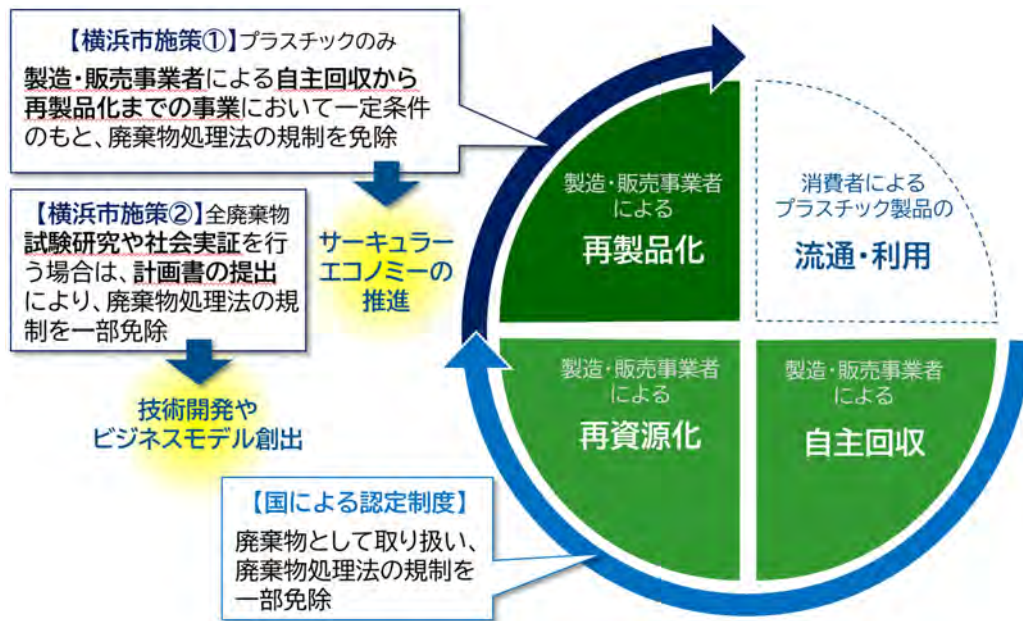


イベントでの給水機の設置の様子

※マイボトルスポット：コーヒー販売などのチェーン系カフェやコンビニエンスストア、無料で給水できる小売店など(令和7年4月末現在 507 か所)

④ 事業系プラスチックごみの削減に向けた取組

- ・プラスチックごみを排出する事業者への立入調査や各種セミナー等の機会を捉え、プラスチックの排出抑制、適切な分別及び再資源化に向けた取組を働きかけます。
- ・脱炭素化やサーキュラーエコノミーの取組として、プラスチック製品の製造・販売事業者等が使用済の自社製品等を自主的に回収し、リサイクルする事業を実施しようとする動きがあります。このような取組では廃棄物処理法の規制が支障となることがあるため、一定の条件を満たした場合に規制を免除することとします。
- ・プラスチックの資源循環を促進するためには、新たなリサイクル技術の開発やビジネスモデルの創出が必要となりますが、上記と同様に、試験研究等の実施にあたり、事前に計画書を提出することで規制を一部免除することとします。



拡充した施策のイメージ

公民連携や DX の取組により、プラスチックの資源循環を中心として、資源循環分野における脱炭素化やサーキュラーエコノミーを推進していきます。

■公民連携組織「横浜市資源循環推進プラットフォーム」による取組

本プラットフォームは、市内の廃棄物処理業者7社が中心となり運営され、本市が支援しています。

サーキュラーエコノミーの取組として、「動脈産業」※1におけるリサイクル材の導入・確保のニーズが高まる一方、「静脈産業」※2からもリサイクル材の積極活用が求められています。また、技術開発やビジネスモデル創出により、動静脈の連携を目指すスタートアップの動きもあります。

本プラットフォームでは、これらのマッチングやDXによるプロジェクトなどを実現し、資源循環産業の活性化を図りながら、本市の資源循環施策を推進していきます。



横浜市資源循環推進プラットフォーム
キックオフイベントの様子
(令和6年11月開催)

※1 製品の製造等を行う産業

※2 製品が廃棄物等となった後にリサイクル等を行う産業

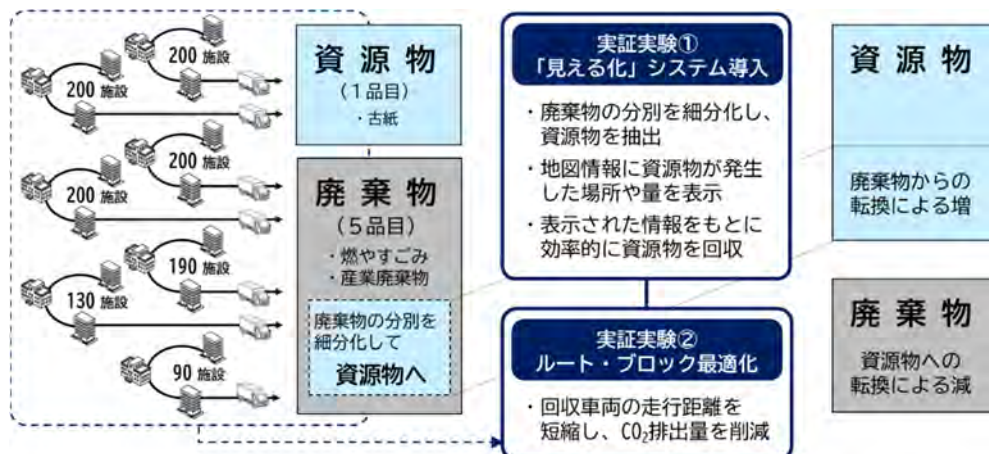
■DXによる「市役所ごみゼロルート回収事業」の実証実験

<市役所ごみゼロルート回収事業>

- ・本市事務所や市民利用施設など約 1,200 施設から排出される廃棄物の処理契約等を集約して管理。
- ・廃棄物等の分別区分は6品目で、品目ごとに参加施設を7つのブロックに分け、ブロック内の施設を巡回して廃棄物等を一括で回収し、処理施設等へ搬出。

廃棄物として処分されているものの中からより多くの資源物を取り出し、その資源物の量や発生場所を地図情報などで「見える化」することができれば、動脈産業における資源調達円滑になります。

令和7年度の「市役所ごみゼロルート回収事業」では、このような「見える化」システムを試験導入するとともに、このシステムや過去の実績から得られたデータを活用し、巡回回収におけるルート短縮することで、より効率的な資源物回収を目指します。



(3) 施設における脱炭素化に向けた取組

4 億 790 万円(前年度 1 億 6,350 万円)

① 脱炭素化に向けた市役所率先行動の加速化

- ・LED 等高効率照明の 100%化に向け、令和6年度は ESCO 事業により約 11,000 台の LED 化を図り、LED 化率 70%以上を達成し、さらに7年度も大規模な LED 化工事を実施することで、LED 化率概ね 100%を達成する見込みです。



中央管制室

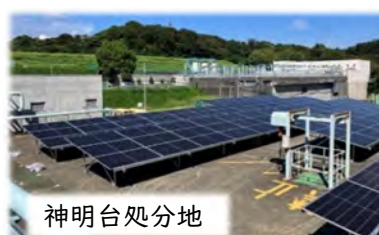


工場棟機械室



工場棟内部

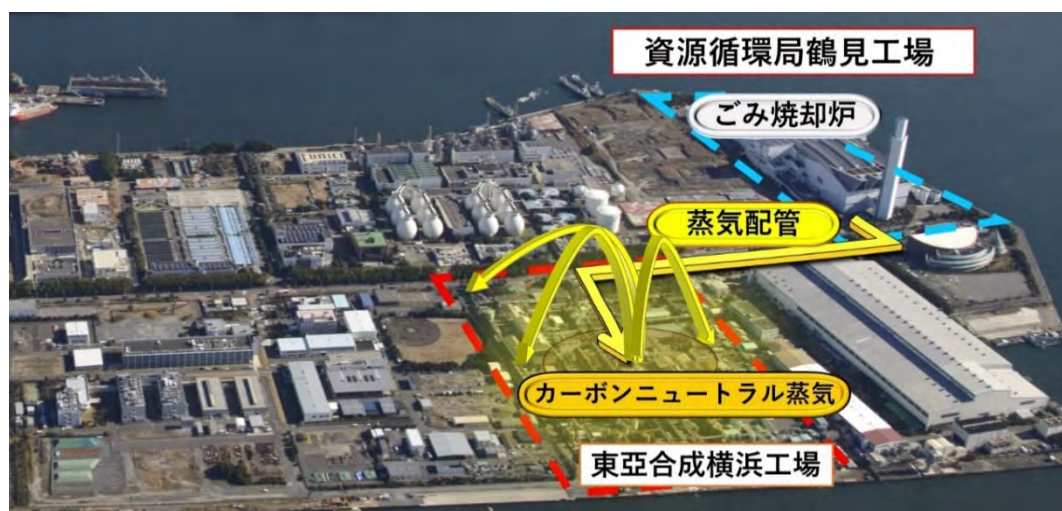
- ・太陽光発電設備については、令和6年度にPPA事業を活用し、5施設に設置しました。今後、さらに太陽光発電設備を設置できるよう、7年度は施設屋上の防水工事等を6施設にて実施します。



神明台処分地

② 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献

- ・化石燃料による蒸気を使用している事業者へ、ごみの焼却に伴い発生する蒸気(環境にやさしいエネルギー(熱))を供給することで、鶴見区末広地区全体の CO₂排出量の削減に取り組めます。令和8年度からの蒸気供給を目指し、7年度は、蒸気を送るための配管等を設置する工事を引き続き実施します。



- ・ごみの焼却に伴い発生する蒸気を有効利用し発電された電力は、石炭などの化石燃料を使わずにつくられることから、環境にやさしいエネルギー(電気)と呼ばれています。このエネルギーを最大限創出するため、発電効率が良い工場での焼却を優先します。
- ・このエネルギーを引き続き市内の民間事業者や市庁舎・区庁舎等へ活用するとともに、令和6年度からは、「脱炭素先行地域」に位置している「みなとみらい21・クリーンセンター」にも活用するなど、地産地消を推進し、市内での100%活用を継続します。

コラム3

2050年カーボンニュートラルの達成に向けた“CCUの取組” ～日本のガス灯発祥の地「横浜」で、日本初の取組を実施～

本市では、ごみ焼却工場の排ガス中に含まれるCO₂を分離・回収し、CO₂を資源として活用する技術（CCU）の確立に向け実証試験を行っています。令和5年7月からは、鶴見工場の排ガスから分離・回収したCO₂を、近隣の東京ガスのメタネーション施設に輸送し、e-メタンの原料として活用する、日本初となる地域連携での取組を開始しています。

令和6年度は、生成したe-メタンについて、新たに運用開始されたクリーンガス証書制度に基づく認証を受け、日本初のクリーンガス証書を取得しました※¹。

この取得したクリーンガス証書を、ガス記念日である令和6年10月31日※²から12月7日までの間、山下公園通りのガス灯に活用し、ガス灯で使用する燃料のCO₂排出量をオフセットするという、日本初の取組を実施しました。

本年は、2025年大阪・関西万博の「ガスパビリオン」及び万博会場内にて、横浜市内で製造されたe-メタン由来のクリーンガス証書の環境価値を移転して活用する取組を進めています。



※¹ [「日本初、e-メタン由来のクリーンガス証書で環境価値を移転します」](#)（令和6年10月28日記者発表）

※² 明治5年10月31日、日本で初めてのガス灯が横浜で灯り、都市ガス事業が始まりました。

また、メタネーション施設での活用以外についても、回収したCO₂の活用先の提案募集を令和6年4月に開始し、民間事業者と協議を進めています。

引き続き「GREEN×EXPO 2027」に向け、この脱炭素化の取組を進めていきます。

2 食品ロス削減の推進

市民・事業者の皆様の「食」を大切にする価値観が醸成され、食品ロスの削減に向けた具体的な行動の実践につながる取組を進めます。

また、製造業の事業者への働きかけや飲食店・小売店等における取組の推進、事業者による先進的な取組を後押しすることで、市域全体での食品ロス削減につなげます。

取組を進めてもなお残る生ごみについては、堆肥化等の有効利用を促していきます。

(1) 価値観の醸成ときっかけづくり・場面に応じた実践行動の推進 820 万円(前年度 990 万円)

① イベントや出前教室の実施

- ・10 月の食品ロス削減月間に、集中的な広報・啓発、小売店などでのイベントを実施します。
- ・未就学児や小学生を中心に、ゲーム要素を取り入れた学びや野菜の栽培・収穫体験など、楽しみながら学べる出前教室※を実施します。

※出前教室：職員が幼稚園や保育園、学校等に出向いて、3Rの推進などを分かりやすく説明する取組



紙芝居を使った出前教室の様子

② フードドライブ活動※の推進

- ・公共施設(区役所、地区センター、資源循環局収集事務所)でのフードドライブを引き続き実施するとともに、企業や団体の方が気軽にフードドライブを実施できるよう必要な物品の貸し出しやフードドライブ実施情報の発信を行います。

※フードドライブ活動：各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動

公共施設における常設箇所数・回収量及び企業や団体への必要物品の貸出件数(令和6年度)

常設箇所数	回収量	貸出件数
44 箇所	7,672.3kg	34 件

③ 具体的な取組につながる働きかけ

- ・適量購入の呼びかけや冷蔵庫の整理、学生が考案した余りがちな食材を用いたレシピの活用など、日常生活の中で手軽に取り組める行動を働きかけます。

④ 土壌混合法※の普及啓発

- ・生ごみの減量につながる土壌混合法に取り組む方々を増やすために、講習会の実施、スターターキットや花の苗などを配布します。
- ・保育園や学校、地域などの敷地を使って生ごみを堆肥化し、花や野菜を育てるスリム農園の普及に取り組みます。

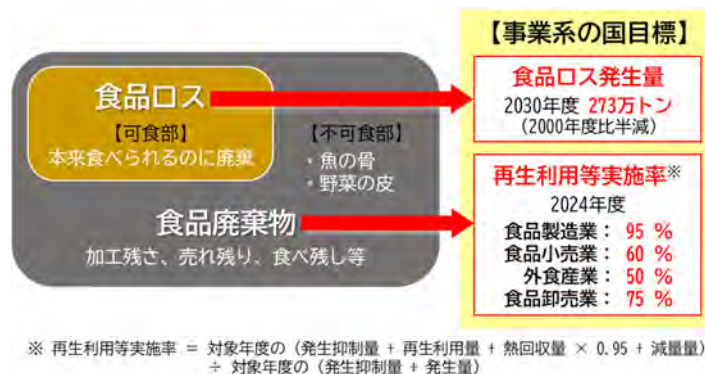
※土壌混合法：電気等のエネルギーを使わず、生ごみと土を混ぜ合わせ、微生物の力で生ごみを分解する方法



スリム農園での園児による収穫の様子

① 事業者から出される食品ロスの削減等

- ・食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)に基づく国目標や公表データを踏まえ、対象となる業種(食品製造業、食品小売業、外食産業、食品卸売業)の状況に応じた取組を進めていきます。
- ・食品製造業及び食品小売業では、市内事業者の具体的な取組状況を現地訪問等により把握するとともに、引き続き食品ロス削減等を働きかけていきます。外食産業においては、食べきり協力店※の登録拡大や利用促進を図り、食品ロス削減を推進します。
- ・食品ロス削減に意欲的な事業者の取組の発信や先駆的に取り組む事業者の皆様等を表彰します。
- ・食品ロス削減とともに、調理くずなど食べられないものも含め、どうしても生じてしまう食品廃棄物のリサイクルによる有効利用を促していきます。



※食べきり協力店:小盛メニューの導入による適量注文や食べきれなかった料理の持ち帰りなどに取り組む飲食店等

② 家庭から出される食品ロスの削減

- ・食品ロス削減を支援するデジタル技術等を共創フロントを通じて募集し、その効果などを調査します。
- ・国際機関等と連携し、若い世代を対象に食をテーマとした取組を行います。

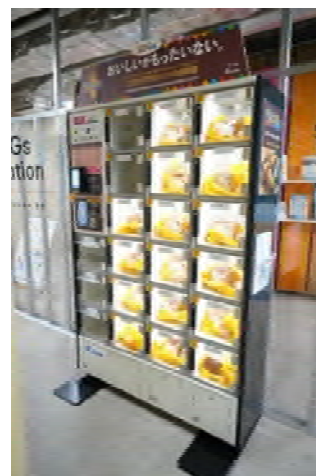
コラム4 広がりを見せるフードシェアリングの取組

食品ロス削減のための取組の一つで、何もしなければ廃棄されてしまう食品と消費者のニーズをマッチングさせるフードシェアリングの取組が広がっています。

例えば、本市と協定を締結している株式会社クラダシでは賞味期限が残っているにもかかわらず、規格外・賞味期限の切迫等のさまざまな理由で廃棄される可能性のある食品等をメーカー等から買い取り、お得な価格で販売しています。食品等の購入代金の一部は、市内で活動するフードバンク団体等の支援に活用されています。

また、駅などに設置したロッカー型自販機を活用して売れ残ったパンを割引販売する取組も行われています。売り手は売れ残ったパンの廃棄を減らすことができ、買い手もパンをお得な価格で購入できるメリットが生まれています。新たに、規格外野菜等の販売も開始しており、今後も取組拡大を進めます。

引き続き事業者と連携し、食品ロス削減を推進していきます。



売れ残ったパンを販売する
ロッカー型自販機
(市営地下鉄 関内駅)

3 環境学習・普及啓発の推進

誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいくため、市民・事業者の皆様の環境意識の向上と行動変容の促進を図ります。

併せて、2027年に開催する環境をテーマとした「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげるため、関係部署と連携した環境学習や普及啓発の取組を進めていきます。

(1) 子どもたちへの環境学習

291 万円(前年度 305 万円)

- ・市内の小学4年生を対象に授業の学習補助教材として副読本を配布するとともに、ごみ焼却工場などにおいて社会科見学の受け入れを行います。
- ・保育園・幼稚園・小学校で、ごみの分別・リサイクルのゆくえを学ぶ出前教室や収集車を使った収集体験などを行います。環境への意識を大人になっても持ち続けていくために、継続的に学ぶ機会を提供します。【出前教室実施回数:214回(令和6年度実績)】
- ・分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、小・中学生を対象としたポスターコンクールを実施します。【令和6年度応募実績:1,663点】



小学校低学年の部



小学校高学年の部



中学生の部

令和6年度ヨコハマ3Rポスターコンクール大賞作品

(2) 普及啓発の取組

241 万円(前年度 1,184 万円)

① 説明会・イベント実施などによる普及啓発

- ・市民の皆様には正しい分別ルールや3R行動をご理解いただき、実践につなげていくため、子育て世代や高齢者など様々な対象者に合わせた普及啓発を行います。
- ・地域での説明会や、小売店の店頭、区民まつり、ごみ焼却工場での啓発イベント等を活用し、対面による啓発を実施します。【説明会等啓発回数:1,914回(令和6年度実績)】

② 市外からの転入者への情報提供

- ・区役所での転入手続時に、ごみの分け方・出し方やごみ分別検索システム「Mictionary(ミクシヨナリー)」を案内するパンフレットなどを配布します。

③ 外国籍の方へのごみ出しルールの周知

- ・外国語版リーフレット(10言語)の配布、ごみ分別検索システム(3言語)の運用を行います。
- ・多文化共生ラウンジなどの関係機関と連携し、日本語教室や外国人コミュニティでの説明会、インターナショナルスクールでの出前教室を実施します。



英語版分別リーフレット

資源循環局は岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校と連携し「デザインを通じた環境教育」の取組を進めています。

令和6年度は、食品ロスを削減する工夫を紹介する「啓発マンガの発信」と、「ごみの分け方・出し方を外国人に周知するための広報ツールの作成」に取り組みました。



打合せの様子



啓発マンガ

「啓発マンガの発信」では、食品ロスを削減する行動を自分ごととして捉えてもらえるよう、「あるある」と思っていただけのテーマ・ストーリーを学生が考えて作成し、7月から12月までに20話以上をSNSで発信しました。



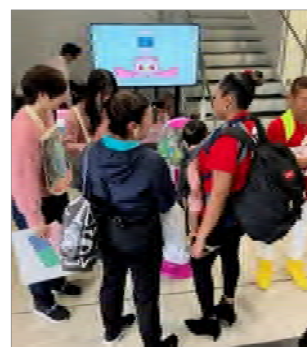
学生が作成したポスター

「外国人向けのごみ分別ツール周知」では、横浜に住む外国人の皆様に、ごみ出しのルールやマナーを理解していただくため、学生が実際に、集積場所の視察や国際交流ラウンジへのヒアリングを実施し、SNSでの発信やポスター・動画等のツールを制作しました。

本市は若者の柔軟な発想を取り入れる、学生はデザインを実社会で試すことができる、双方にメリットのある取組です。



外国人が多く利用する集積場所の視察



ラウンジフェスタでの外国人への啓発

4 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

ごみ処理は市民生活にとって欠くことができない重要な行政サービスであり、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、ごみの収集・運搬・処理・処分を実施します。

また、老朽化している廃棄物処理施設の適切な維持管理・補修を実施します。

(1) 家庭ごみの安定的な収集運搬の推進

63 億 2,628 万円(前年度 60 億 2,335 万円)

① 家庭ごみの収集運搬

・集積場所に分別して出された家庭ごみの収集運搬を安定的かつ効率的に実施します。



家庭ごみの収集作業の様子

② 粗大ごみの受付・収集

- ・デジタルツールの活用により、市民の皆様は 24 時間いつでも粗大ごみの収集の申込みや粗大ごみ処理手数料の支払いができる環境を提供します。
- ・自己搬入する市民の皆様の利便性向上のため、栄ストックヤードにおいて、事前申込み不要かつ現地電子決済での手数料支払いによる粗大ごみ受入れを行います。また、長坂谷ストックヤードにおいては、敷地の舗装工事等を実施します。



栄ストックヤードでの粗大ごみ受入れの様子

(2) リサイクルの推進

60 億 1,350 万円(前年度 50 億 9,707 万円)

① 資源物のリサイクル

- ・缶・びん・ペットボトルは、市内4か所の選別施設(鶴見、金沢、緑、戸塚)において、品目別に選別・圧縮・梱包し、売却又は指定法人へ引き渡してリサイクルします。
- ・プラスチック資源は、市内3か所の中間処理施設(民間施設)において、異物を除去して圧縮・梱包し、指定法人を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルします。令和7年4月から、全市域で排出されたプラスチック資源の中間処理・リサイクルを実施しています。

② 資源集団回収の実施

- ・古紙・古布等は、自治会町内会等の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収を通じ、リサイクルします。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付します。なお、令和6年度から運用を開始している資源集団回収オンラインシステムを通じて、登録団体と回収事業者の事務負担軽減を図ります。

コラム6

バッテリー（リチウムイオン電池）による火災が多発

近年、バッテリー（リチウムイオン電池）が原因でごみ収集車やプラスチックリサイクル工場等で火災が多発しています。リチウムイオン電池は、圧力や強い衝撃を受けると発火する恐れがあり、ごみ収集車の中や工場の破砕機等で押しつぶされることで火災につながっています。

プラスチック資源の分別拡大に併せて、住民説明会や本市ホームページ、SNS等でバッテリーの正しい排出方法を周知しています。また、プラスチック資源の中間処理施設では、新たにX線判別装置や磁力選別装置等を導入し、バッテリーを除去できる仕組みを整えています。



バッテリー・小型家電製品の出し方

(3) 環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進

68 億 1,076 万円(前年度 66 億 2,272 万円)

① 廃棄物処理施設の適正な維持管理

・安全で安定的なごみの処理体制を確保していくため、ごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設について、定期的な法定点検等の実施に加え、施設及び設備機器の劣化状況を詳細に把握し、計画的に補修・更新を行うことで施設の安定稼働を図ります。

② 最終処分場の維持管理

・現在稼働中の南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場では、護岸等の定期点検や補修を計画的に実施し、安定稼働を継続していきます。また、将来にわたって長く大切に使うため、焼却灰の資源化を実施します。

・埋立てが終了した最終処分場では施設の適正な維持管理を行い、周辺住民の安全で安心な暮らしを確保します。

③ ごみ焼却工場・最終処分場の環境測定

・ごみ焼却工場からの排ガスや最終処分場からの排水等を測定し、環境法令の基準を遵守していることを確認します。また、市民の皆様に安心して暮らしていただけるよう、測定結果をウェブサイトで公表し、これらの施設が適正に維持管理されていることをお知らせします。

(4) 事業系ごみの適正処理

3 億 5,182 万円(前年度 3 億 2,095 万円)

① 不適正処理の未然防止のための周知・啓発

・廃棄物の保管や処理に関する届出の審査に加え、事業者が集まる講習会や関係団体等を通じた周知・啓発を行うことにより、事業系ごみの不適正処理を未然に防止します。

② 適正処理に向けた検査・指導

・ごみ焼却工場における搬入物検査や市内事業所への法令に基づく立入検査、市民からの通報に基づく現地調査等を適切に行うとともに、不適正事案に対しては事業者への行政指導・処分を行い、事業系ごみの適正処理の推進に取り組みます。



焼却工場における搬入物検査



事業所への立入検査

5 将来を見据えた施設整備

将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化工事を進めていくとともに、老朽化が進むその他のごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の計画的な更新に向けた検討を行います。

施設整備に際しては、施設規模や配置の適正化、AI・IoT等の最新技術活用による処理の効率化のほか、発電能力の向上を併せて進めます。

(1) ごみ焼却工場の再整備等の実施

57 億 2,625 万円(前年度 46 億 5,434 万円)

① 保土ヶ谷工場の再整備

・ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、引き続き、保土ヶ谷工場の再整備を進めます。令和7年度は、既存工場の焼却炉や煙突等の解体を行うほか、工場建設に掛かる詳細設計を実施します。



新工場イメージ図

② 金沢工場の長寿命化対策

・令和6年度から10年度までの5か年に渡り、老朽化が進んだ焼却炉やボイラー設備など主要設備の大規模改修を実施し、延命化を図ります。7年度は、焼却炉やボイラー設備のほか発電設備等の更新・改修を実施します。

③ 新たなごみ焼却工場整備に向けた検討

・ごみ焼却工場の老朽化対策として保土ヶ谷工場再整備に続く、新たなごみ焼却工場の整備について検討を進めます。令和7年度は引き続き、整備に向けた基礎的な調査・検討を行います。

(2) 資源選別施設等の再整備等の検討

6,848 万円(前年度 2,500 万円)

① 鶴見資源化センター再整備の検討

・鶴見資源化センターは老朽化が進んでいることに加え、ペットボトル量が増大していることにより、手選別の処理が増え、処理能力が低下しています。再整備により、ペットボトル等の選別工程を機械化し、作業の効率化や作業員の負荷軽減を図っていきます。

・施設整備に伴う財政負担の平準化を図るため、民間資金を導入します。令和7年度については再整備に係る事業手法を決定し、再整備の手続に必要な環境影響調査や要求水準書の作成を行います。

② 磯子検認所の移転に向けた検討

・磯子検認所の老朽化に伴い、令和7年度は引き続き、移転及び跡地活用に向けた取組を実施します。

③ 旧栄工場跡地の有効利用に向けた検討

・現在、収集事務所や粗大ごみ自己搬入ヤードである栄ストックヤードなどとして利用している旧栄工場は、跡地活用に向けた検討を行います。



磯子検認所

コラム7

本市廃棄物処理施設の現状

本市で発生した一般廃棄物については、ごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設において適切に処理しています。本市所管の廃棄物処理施設の多くは昭和後期から平成初期にかけて建設され、老朽化が進んでいます。今後、将来に渡り安定した廃棄物処理を継続するため、施設の延命化のための長寿命化工事や再整備が必要な状況となっています。



コラム8

新たな財源確保策！

金沢工場でネーミングライツを実施します

令和6年度に施設の維持管理財源の確保等を目的として、金沢工場のネーミングライツスポンサーを公募しました。その結果、JFE エンジニアリング株式会社から提案をいただき、5年間の契約を締結します。

同社はネーミングライツと合わせて、環境学習など持続可能な社会の実現に関わる地域貢献の取組を行うとしています。

- 契約期間：令和7年4月～令和12年3月
- 愛称：JFE 横浜金沢マリンエネルギーセンター
- 契約金額：年間77万円（税込み）



ネーミングライツを導入する金沢工場

6 多様な社会ニーズへの対応

「GREEN×EXPO 2027」の開催に向け、地域の美化活動や公衆トイレの環境整備等清潔できれいなまちづくりを進めるとともに、喫煙禁止地区等における取組の拡充や分煙環境整備の促進など、屋外の受動喫煙対策を強化し、誰もが快適に過ごすことのできるまちを目指します。

高齢化など社会状況の変化を踏まえながら、誰もがごみのことで困らない住みよいまちの実現のため、ごみ出しの支援のニーズや災害への備えなどに、引き続き着実に対応します。

(1) 受動喫煙の生じない、きれいなまちづくりの推進 2億2,105万円(前年度1億2,870万円)

① 喫煙禁止地区の取組推進と分煙環境整備

- ・屋外での喫煙による、吸い殻の散乱やたばこの火による被害、望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙禁止地区(市内8か所)において、喫煙禁止地区等指導員による巡回指導を実施します。
- ・歩きたばこや受動喫煙、吸い殻の散乱の状況、地域からの要望などを踏まえ、新たに喫煙禁止地区を指定します。
- ・分煙環境の充実を図るため、民間事業者が設置・運営する喫煙所への補助制度を新設(喫煙禁止地区内2か所)します。また、既存の開放型公設喫煙所について、鶴見駅西口喫煙所など合計2か所を密閉型喫煙所へ転換する取組を進めます。

民間事業者が設置・運営する喫煙所への補助制度の概要

整備費補助(1か所あたりの上限額)	1,000万円
運営費補助(1か所あたりの上限額)	200万円/年
7年度整備予定か所数	2か所

- ・今後の喫煙対策や新たな喫煙禁止地区の指定に向けた検討を進めるため、喫煙禁止地区の周辺や市内主要駅周辺等における喫煙状況を把握する調査や、公設喫煙所の利用状況等についての調査を実施します。

② 喫煙禁止地区以外でのパトロール・啓発等

- ・喫煙禁止地区以外の市内主要駅周辺において、健康福祉局と連携し、歩きたばこやポイ捨て、受動喫煙防止のパトロールを実施します。令和7年4月からの公園の禁煙化による状況の変化等も見ながら、実施回数を増やして対策を強化します。
- ・歩きたばこや吸い殻のポイ捨て、受動喫煙を防止するため、ポスターや看板等の設置により、喫煙ルールの徹底を図ります。



健康福祉局と連携した歩きたばこ防止の啓発パトロール

令和7年度喫煙スポットパトロール(旧歩きたばこ防止パトロール)の概要

	R6年度	R7年度
場所【固定】	28駅(30か所)	29駅(30か所)
場所【スポット枠※】	市内駅周辺+バス停周辺(102回)	市内駅周辺+バス停周辺(300回)
	918回/年	1,904回/年

※スポット枠：地域や各区役所からの要望等を受けて実施する任意の場所

これまで本市では、喫煙禁止地区において、たばこ事業者の協力を得ながら開放型の喫煙所を設置することで取組の実効性を担保してきました。今後、特に煙や臭いについてご意見をいただいている喫煙所について、望まない受動喫煙が生じないように密閉型喫煙所への転換に取り組めます。

また、設置場所の確保が困難等の事情により公設喫煙所が設置できない場合においても、喫煙所の整備を進めるため、民間事業者が設置・運営する屋内の分煙施設に対する補助制度を新設し、喫煙禁止地区での分煙環境の整備を図ります。

■密閉型喫煙所とは

密閉型（コンテナ型）喫煙所は、室内の集塵脱臭装置によりたばこの煙や臭いがほとんど室外に流出しない喫煙所です。他都市において、近年設置が進められています。



他都市での密閉型喫煙所の導入事例

(2) 暮らしやすい清潔できれいなまちづくりの推進 1億8,055万円(前年度2億6,376万円)

① 地域の美化活動の推進

- ・暮らしやすく、清潔できれいなまちづくりを推進するため、引き続き区役所及び地域と連携した清掃活動や、都心部(横浜駅周辺、みなとみらい21地区など)の美化推進重点地区の歩道清掃を実施します。
- ・環境学習や啓発活動を通じ、ポイ捨てごみが海洋プラスチックごみ問題につながることを伝え、ポイ捨て防止やプラスチックの正しい分別などの意識醸成を図ります。
- ・SNS等を活用した清掃活動の情報発信や、プロスポーツチームなど多様な主体と連携した清掃活動を実施し、まちの美化への意識醸成や担い手増加を図ります。
- ・不法投棄されやすい場所へ注意喚起看板の設置や夜間監視パトロールを行うなど、不法投棄・放置自動車等の防止に取り組めます。



プロスポーツチームと連携した清掃活動

② 公衆トイレの維持管理・トイレに困らないまちづくり

- ・衛生的かつ快適に公衆トイレを利用できるよう、引き続き日常清掃や修繕等の維持管理を行います。
- ・青葉台駅前公衆トイレの改修工事を実施し、和式便器の洋式化等を行うことで、利便性を向上させます。そのほか、老朽化が進む公衆トイレの今後の維持管理について検討を進めます。
- ・公衆トイレのネーミングライツの実施により、よりきれいで快適なトイレづくりに取り組みます。
- ・民間事業者と連携した公共トイレ協力店※の取組を継続し、市民の皆様が安心して外出できる環境を整えます。

※ 公共トイレ協力店:市民の皆様が気軽にトイレを利用できるよう、コンビニエンスストアや商店等の店舗にご協力いただき、店舗のトイレを公共的な位置づけにする取組



青葉台駅前公衆トイレ



新横浜駅北口公衆トイレ
(ネーミングライツ事例)

(3) ごみ出しに関する課題への対応

1,120 万円(前年度 1,120 万円)

① 集積場所の適切な維持管理への支援

- ・ごみ出しマナーの徹底や小動物によるごみの散乱など、地域だけでは解決することが難しい課題を抱えた集積場所について、地域と協働し、集積場所の環境改善に取り組みます。

【参考】具体的な取組例

ネットボックスの貸出、集積場所で利用している物品の修繕・加工、地域の特性に応じた分別表示や掲示の作成及び設置

② ふれあい収集等の着実な対応

- ・ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方等を対象として、玄関先等からごみを収集する「ふれあい収集」や敷地内又は屋内から粗大ごみを収集する「持ち出し収集」について、高齢化の進展などによってニーズが増加する中でも着実に実施します。



ふれあい収集の様子(右は初回の様子)

③ いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策

- ・ごみや物の堆積による不良な生活環境の解消を図るため、区役所や健康福祉局と連携しながら、いわゆる「ごみ屋敷」の解消や再発防止に向けた取組を進めます。

(4) 災害への備え

1 億 649 万円(前年度 4,475 万円)

① 強靱な処理体制の構築

・ごみ焼却工場の強靱化の取組として、津波や高潮の発生時においても工場の機能が維持できるよう、沿岸部にあるごみ焼却工場では止水壁の設置や工場敷地内の道路の一部の高さを上げるなどの浸水対策を実施しています。鶴見工場の浸水対策工事に続き、令和7年度は、金沢工場の長寿寿命化対策工事に併せて、浸水対策の設計を実施します。

② 災害時のトイレ対策

- ・各地域防災拠点に導入している下水直結式仮設トイレ(通称:災害用ハマッコトイレ)に、新たに男性用小便器タイプのトイレを導入し、災害時でもトイレに困らない環境づくりを進めます。
- ・家庭でのトイレパックの備蓄が進むよう、関係局のほか、小売店とも連携し、飲料水や食料などの在宅避難に必要な備蓄品と併せた一体的な啓発を実施します。



下水直結式仮設トイレ男性用小便器のイメージ

③ 浸水被害を想定した災害廃棄物対策

- ・昨今各地で水害が多く発生している状況を踏まえ、発災時に迅速に対応できるよう、水害等に対する災害廃棄物対策の検討を進めます。
- ・これまでに実施した震災における災害廃棄物発生量の推計のほか、ハザードマップ等の情報に基づき、市内の浸水被害を想定した災害廃棄物発生量の推計を新たに実施します。



浸水被害の状況

(出典: 災害廃棄物対策フォトチャンネル)

コラム 10

災害用トイレトレーラーの活用

災害用トイレトレーラーは、水洗用のタンクや手洗い場が備え付けられているなど、清潔に利用することができる移動式の仮設トイレです。

能登半島地震の被災地支援のため、本市が所有する災害用トイレトレーラーを機動的に活用し、輪島市の避難所に約1年間派遣しました。被災地の方からは感謝の声をいただくなど、有用性を改めて確認することができました。引き続き、トイレトレーラーの充実も含め、災害時のトイレ対策に取り組んでいきます。

また、令和7年度に総務局予算で試行導入するTKB(トイレ・キッチン・ベッド)ユニットによる避難生活支援についても、関係局と連携しながら取組を進めていきます。



派遣を行った災害用トイレトレーラー

(5) 廃棄物分野における国際協力

515 万円(前年度 294 万円)

① Y-PORT 事業を通じたフィリピン国メトロセブへの支援

- ・廃棄物に関する課題解決への支援として、本市が培ってきた広報・啓発のノウハウの共有や助言などを行います。
- ・国際機関と連携し、メトロセブの自治体職員の廃棄物管理のスキルアップに取り組みます。



令和6年度におけるセブ市との意見交換



本市のノウハウを参考にゴミ分別を導入しているメトロセブ自治体の事例

② アフリカ諸国・都市への支援

- ・「アフリカのきれいな街プラットフォーム」(ACCP※)のもと、アフリカ諸国・都市の行政官に対し、本市やJICA、事業者が連携し、アフリカの廃棄物管理向上に向けた研修を実施します。
- ・令和7年度は、TICAD9 及び第4回 ACCP 全体会合が横浜で開催されます。この機を捉え、本市の廃棄物管理の取組や技術を積極的に発信し、アフリカに対する本市のプレゼンス向上につなげます。



収集計画ワークショップの様子



模擬収集体験の様子

※ アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)：

環境省・JICA・横浜市・国連環境計画(UNEP)・国連人間居住計画(UN-HABITAT)・アフリカ諸国などが共同で、アフリカにおける廃棄物に関する知見の共有、SDGsの推進等を行うための場として平成 29 年4月に設立



③ 視察受入れの実施

- ・廃棄物処理施設等の視察受入れやオンライン会議を通じて、海外向けに本市の廃棄物管理の取組の紹介や、研修等を行います。

予算総括表及び主な事業内容

1 令和7年度資源循環局予算総括表

(単位:千円)

款 項 目		本 年 度	前 年 度	増 ▲ 減	増 減 率
10款 資源循環費		51,037,942	48,169,328	2,868,614	6.0%
	1項 資源循環管理費	22,680,464	21,146,058	1,534,406	7.3%
	1目 資源循環総務費	16,168,455	15,389,030	779,425	5.1%
	2目 減量・リサイクル推進費	4,331,248	3,579,462	751,786	21.0%
	3目 事務所費	561,228	445,687	115,541	25.9%
	4目 車両管理費	1,619,533	1,731,879	▲ 112,346	▲6.5%
	2項 適正処理費	27,938,673	26,694,374	1,244,299	4.7%
	1目 適正処理総務費	10,231,538	9,490,230	741,308	7.8%
	2目 工場費	11,250,287	10,854,070	396,217	3.7%
	3目 処分地費	6,104,733	6,009,189	95,544	1.6%
	4目 産業廃棄物対策費	352,115	340,885	11,230	3.3%
	3項 し尿処理費	418,805	328,896	89,909	27.3%
	1目 し尿処理総務費	187,086	178,137	8,949	5.0%
	2目 し尿処理施設費	231,719	150,759	80,960	53.7%
合 計		51,037,942	48,169,328	2,868,614	6.0%
財 源 内 訳	特 定 財 源	18,945,283	19,931,659	▲ 986,376	▲4.9%
	16款 分担金及び負担金	20,750	25,544	▲ 4,794	▲18.8%
	17款 使用料及び手数料	5,538,593	5,535,990	2,603	0.0%
	18款 国庫支出金	1,925,685	1,447,347	478,338	33.0%
	20款 財産収入	87,335	86,470	865	1.0%
	21款 寄附金	466	1,211	▲ 745	▲61.5%
	24款 諸収入	6,880,454	7,998,097	▲ 1,117,643	▲14.0%
	25款 市債	4,492,000	4,837,000	▲ 345,000	▲7.1%
	一 般 財 源	32,092,659	28,237,669	3,854,990	13.7%

2 主な事業内容

(単位：千円)

10 款 1 項 資源循環管理費						
10 款 1 項 1 目 資源循環総務費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
16,168,455	15,389,030	779,425	0	0	4,939,505	11,228,950
事業内容						
(1) 職員人件費			15,923,082 千円[+648,524 千円]			
職員の給料、職員手当、共済費(事業主負担分)等 ※職員数 1,889 人(再任用職員 93 人含む。)						
(2) 厚生費等			106,530 千円[+13,157 千円]			
職員の健康管理及び作業環境の維持、自動車事故対策に係る経費等						
(3) 減量・リサイクル施策推進事業			124,883 千円[+118,667 千円]			
横浜市一般廃棄物処理基本計画の推進、減量・リサイクル施策の検討、新たなプラスチックリサイクルの実施、審議会の運営等						
(4) その他管理費等			13,960 千円[▲923 千円]			
局内の事務費、一般廃棄物処理手数料の徴収事務、防災備蓄品の購入等						
10 款 1 項 2 目 減量・リサイクル推進費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
4,331,248	3,579,462	751,786	0	0	413,281	3,917,967
事業内容						
(1) 3Rの推進			23,613 千円[▲23,699 千円]			
リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進し、環境負荷を低減するライフスタイルへの転換を図るため、広報・啓発を通じて、市民・事業者の皆様の実践行動を推進します。						
(2) 分別・リサイクルの推進			3,061,924 千円[+787,053 千円]			
分別収集したプラスチック資源やスプレー缶、ガラス・陶磁器類等の燃えないごみなどの中間処理・資源化委託を実施します。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(3) 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組		974,625 千円[▲42,447 千円]
① 発生抑制等推進事業		34,360 千円[+10,344 千円]
SDGs、カーボンニュートラルの達成に向け、プラスチック対策及び食品ロス削減に重点を置いて、リデュース(発生抑制)等を推進します。		
② 環境事業推進委員等事業		20,159 千円[+273 千円]
環境事業推進委員を委嘱し、3R行動の推進やまちの美化に地域と連携して取り組みます。 また、3R 行動の推進等に功労のあった個人・団体を表彰し、活動の一層の定着を図ります。		
③ 資源集団回収促進事業		920,106 千円[▲53,064 千円]
自治会町内会等の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により、古紙・古布等を資源化します。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付します。		
(4) 事業系ごみの適正処理・減量化の推進		265,941 千円[+28,673 千円]
①市役所ごみゼロ推進事業		210,213 千円[+22,282 千円]
本市事務所や市民利用施設(約 1,200 施設)から排出される廃棄物等について、共通の分別ルールを定め、廃棄物処理契約を一本化して処理します。また、横浜市の率先行動として、市役所から排出されるプラスチックを資源化し、脱炭素化を進めるとともに、資源化拡大に向け、DXによる「循環資源の見える化」の実証実験を行います。		
② 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等		12,667 千円[+3,977 千円]
「食べきり協力店」や「横浜市食の3Rきら星活動賞」を通じ、食品ロス削減の取組を進めます。 また、3R活動の促進のため、大規模事業所等への立入調査を行うとともに、プラスチック対策としてリサイクル等を働きかけます。横浜市役所も一事業者として率先して3R活動に取り組みます。		
③ 事業系ごみ適正搬入推進事業等		43,061 千円[+2,414 千円]
焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物等の不適正搬入を防止します。また、一般廃棄物処理業者への立入検査、関係法令や交通安全の講習会等により適正処理を推進します。		
(5) 国際協力事業		5,145 千円[+2,206 千円]
海外諸都市の廃棄物の課題解決に向け、国際機関等と連携して支援を実施します。		

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(単位：千円)

10 款 1 項 3 目 事務所費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
561,228	445,687	115,541	0	106,000	32,849	422,379
事業内容 (1) 事務所等運営費 430,032 千円[+29,941 千円] 収集事務所等の維持管理を行います。 (2) 事務所等整備補修費 131,196 千円[+85,600 千円] 収集事務所等の整備・補修を実施します。						
10 款 1 項 4 目 車両管理費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
1,619,533	1,731,879	▲112,346	0	52,000	8,601	1,558,932
事業内容 (1) 車両維持管理費等 514,007 千円[+12,102 千円] 収集車両の維持管理や燃料の調達等を行います。 (2) 車両調達費 1,105,526 千円[▲124,448 千円] ごみの収集運搬業務等で使用する車両を調達します。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

10 款 2 項 適正処理費						
10 款 2 項 1 目 適正処理総務費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
10,231,538	9,490,230	741,308	10,000	138,000	3,064,045	7,019,493
事業内容						
(1) 家庭ごみの収集運搬			9,969,402 千円[+651,276 千円]			
① 家庭ごみ収集運搬業務委託事業			4,243,133 千円[+193,309 千円]			
家庭から排出された缶・びん・ペットボトル及びプラスチック資源の収集運搬業務を民間事業者へ委託し、実施します。						
② 中継輸送業務委託等			800,166 千円[+67,094 千円]			
家庭ごみ収集運搬業務の効率化や焼却工場の安定稼働を支える中継輸送施設の管理運営を行います。また、運搬業務は民間事業者へ委託し、実施します。						
③ 粗大ごみ処理事業			2,083,143 千円 [+109,622 千円]			
粗大ごみの受付業務及び収集運搬業務等を、民間事業者等へ委託し実施します。						
④ 適正処理総務管理費等			163,216 千円[+3,867 千円]			
課題を抱える集積場所の環境改善、ふれあい収集やいわゆる「ごみ屋敷」の解消など、ごみの排出に係る支援、交通事故防止や収集業務に関する作業効率化のための運行管理システムの試行に取り組みます。						
⑤ 資源選別施設管理運営事業等			2,679,744 千円[+277,384 千円]			
分別収集した缶・びん・ペットボトルを、缶はアルミ缶・スチール缶、びんは無色・茶色・その他の色、ペットボトルに選別し、民間事業者に引き渡し資源化します。また、鶴見資源化センター再整備の検討を行います。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(2) きれいなまち横浜の推進	262,136 千円[+90,032 千円]
① クリーンタウン横浜事業	252,883 千円[+88,497 千円]
来街者が多く訪れる都心部における清掃委託を強化するほか、清掃活動・美化活動に取り組む企業や団体を支援し、地域や市民・事業者の皆様と連携した美化活動を推進します。 喫煙禁止地区では、喫煙禁止地区等指導員による巡回指導を行い、歩きたばこ防止や喫煙マナー向上に取り組めます。また、新たに喫煙禁止地区を指定します。 喫煙禁止地区での分煙環境整備を図るため、民間喫煙所の設置及び維持管理に係る補助制度を新設します。また、既存の開放型喫煙所について、密閉型へ転換する取組を進めます。	
② 不法投棄等対策事業	9,253 千円[+1,535 千円]
不法投棄の防止を図るほか、不法投棄された廃棄物の対応を行います。また、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車を撤去、処分します。	

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(単位：千円)

10 款 2 項 2 目 工場費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
11,250,287	10,854,070	396,217	1,899,068	4,144,000	3,322,721	1,884,498
事業内容						
(1) 焼却工場の管理・運営			5,407,683 千円[▲176,412 千円]			
① 工場運営費等			3,032,660 千円[+198,121 千円]			
ごみの焼却処理に必要な薬品の購入や焼却灰の運搬業務委託等を実施します。また、焼却工場で創出した電力等を売却し、財源を確保します。						
② 工場補修費等			2,375,023 千円[▲374,533 千円]			
焼却工場のプラント設備等の補修や整備を実施します。						
(2) 保土ヶ谷工場再整備事業			2,350,895 千円[▲2,277,115 千円]			
既存工場の焼却炉や煙突等の解体を行うほか、工場建設に係る詳細設計を実施します。						
(3) 金沢工場長寿命化対策事業			3,365,356 千円[+3,349,031 千円]			
焼却炉やボイラー設備のほか発電設備等の更新・改修を行います。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(4) 焼却灰資源化事業	16,009 千円[▲1,779 千円]
焼却灰の資源化を実施します。	
(5) 工場環境保全調査費等	100,144 千円[+2,145 千円]
環境法令等に基づき、排ガスや排水等の調査・分析を実施します。また、ごみの組成調査を実施します。	
(6) 港南工場跡地活用事業	10,200 千円[▲499,653 千円]
済生会横浜市南部病院の移転・再整備に向けて、敷地管理を行います。	

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(単位：千円)

10 款 2 項 3 目 処分地費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
6,104,733	6,009,189	95,544	0	45,000	74,848	5,984,885
事業内容						
(1) 最終処分場の管理・運営			808,696 千円[+92,321 千円]			
① 南本牧最終処分場の管理・運営			337,701 千円[▲19,709 千円]			
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の管理・運営を適正に行います。また、最終処分場の安定稼働が継続できるよう、排水処理施設の補修・更新を計画的に実施します。						
② 埋立てを終了した最終処分場の管理・運営			470,995 千円[+112,030 千円]			
埋立てを終了した最終処分場の排水処理施設や神明台処分地スポーツ施設の管理・運営等を適正に行います。また、最終処分場周辺の安全を確保するため、斜面の対策工事を実施します。						
(2) 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業			5,267,017 千円[±0 千円]			
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周護岸等の負担金を支出します。						
(3) 処分地環境保全調査費			29,020 千円[+3,223 千円]			
環境法令等に基づき、排水や汚泥等の調査・分析、周辺環境に対する影響調査を実施します。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

10 款 2 項 4 目 産業廃棄物対策費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
352, 115	340, 885	11, 230	0	0	591, 233	▲239, 118
事業内容						
(1) 産業廃棄物の適正処理			98, 062 千円[+13, 198 千円]			
① 排出事業者指導費等			42, 982 千円[+18, 765 千円]			
産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・許可業者への立入調査や多量排出事業者への指導を実施するとともに、プラスチック対策や食品ロス削減等の推進のため、廃プラスチックの多量排出事業者や食品廃棄物の排出事業者にはリサイクル等を働きかけます。また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図ります。						
② 不適正処理監視・指導強化事業			20, 606 千円[+475 千円]			
産業廃棄物等の不適正処理に対し迅速な対応を図るとともに、事業者等に対して監視・指導を実施します。						
③ P C B適正処理推進費			34, 474 千円[▲6, 042 千円]			
市内事業者に対し、PCBが使用された電気機器の保有確認及び処分期間内の適正処理を促します。また、保管事業者が処理を行わない高濃度PCB廃棄物が発生した場合は、本市が行政代執行により処理します。						
(2) 南本牧最終処分場埋立事業等			146, 454 千円[▲1, 968 千円]			
市内中小企業等の産業廃棄物の受入れを行い、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の管理・運営に要する経費を支出します。						
(3) 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等維持事業			107, 599 千円[±0 千円]			
公共水域の汚染の拡散を防止するため、処分場内外に設置している井戸で汚水を汲み上げ、排水処理施設で浄化し、下水道に放流します。						
行政代執行に要した費用については、引き続き原因者へ費用求償を行います。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

10 款 3 項 し尿処理費						
10 款 3 項 1 目 し尿処理総務費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
187,086	178,137	8,949	0	0	80,099	106,987
事業内容 (1) し尿処理総務管理費等 93,385 千円[+728 千円] 下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行います。 また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を実施します。						
(2) 公衆トイレ維持管理費 93,701 千円[+8,221 千円] 市内公衆トイレの清掃や維持管理を行います。						
10 款 3 項 2 目 し尿処理施設費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
231,719	150,759	80,960	16,617	7,000	416	207,686
事業内容 (1) 礫子検認所費等 129,665 千円[+20,006 千円] 市内でくみ取りしたし尿及び浄化槽汚泥等について、礫子検認所で前処理した後、水再生センターへ圧送します。また、移転に向けた基礎的な調査及び発注に向けた検討を行います。						
(2) 災害対策用トイレ整備事業 59,494 千円[+31,067 千円] 地域防災拠点のトイレ環境の充実のため、下水直結式仮設トイレ(通称:災害用ハマッコトイレ)の便器数を拡充します。また家庭でのトイレパックの備蓄が進むよう、関係局とも連携し、小売店と連携した啓発を実施します。						
(3) 公衆トイレ整備事業 42,560 千円[+29,887 千円] 青葉台駅前公衆トイレの洋式化改修工事を行う等、誰もが利用しやすい公衆トイレを目指し、環境整備を進めます。また、民間事業者と連携した公共トイレ協力店の取組を継続し、市民の皆様が安心して外出できる環境を整えます。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

